第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

おいて、小数点第３位を四捨五入して33.33％となり、四捨五入する前の比率が３分の１未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、比率が３分の１未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321％の場合は33.3332％まで記載すること。）。

（注８）　(F)の欄は、議決権の総数の1000分の１未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計　者)」に記載すること。

（注９）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

(2)　人工衛星局及び宇宙局

法第５条第２項各号のいずれにも該当しない場合に限り記載すること。なお、申請者が国、地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。）、独立行政法人その他の議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。

ア　議決権に関する事項

区　　分	株式数(株)／議決権の数(個)	比率(%)(F)
発行済株式の総数(A)		
議決権の総数(B)		
日本の国籍を有する者(C)		
日本法人(D)		
外国法人等(E)		

（注１）　最近日現在の議決権（株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別紙において同じ。）の状況について記載すること。

（注２）　(A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

（注３）　(B)の欄は、申請者が株式会社である場合は、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除いた議決権の総数を記載すること。

（注４）　(C)の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第５条第１項第２号に掲げる者に該当しない者を記載すること。

（注５）　(D)の欄は、法第５条第１項第２号及び第３号に掲げる者に該当しない法人又は団体（国又は地方公共団体を含む。）を記載すること。

（注６）　外国法人等とは、法第５条第１項第１号から第３号までに掲げる者をいう。